



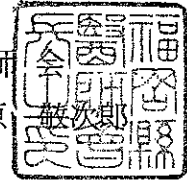
| 会 長                                                                               | 副会長 | 理 事 | 事務長                                                                               | 会長指示 |
|-----------------------------------------------------------------------------------|-----|-----|-----------------------------------------------------------------------------------|------|
|  |     |     |  |      |

福岡医発第821号(保)

平成14年7月26日

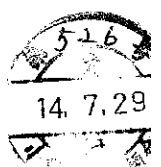
各 医 師 会 長 殿

福岡県医師  
会長 関 原



### 労災保険における入院室料額届の提出について

本年4月1日実施の労災診療費算定基準の一部改定において、新たに入院室料加算が3人部屋と4人部屋にも認められることになり、これに伴い収容施設を有する労災保険指定医療機関に対し、平成14年7月1日現在の入院室料額届の提出を別紙のとおり各労災指定医療機関へ依頼した旨福岡労働局より通知がありましたので、お知らせいたします。



事務連絡  
平成14年7月22日

福岡県医師会会長 殿

福岡労働局長

入院室料額届の提出依頼について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、労災保険診療につきまして多大なるご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、今年度の労災診療費の一部改定に伴う事務処理につきましては、貴会をはじめ、各労災保険指定医療機関の皆様方に何かとお手数をおかけいたし、重ねて御礼申し上げます。

ところで、すでにご承知のとおり、今回の改定によって別添のとおり、新たに入院室料加算が3人部屋と4人部屋にも認められることとなりました。

つきましては、別紙により、収容施設を有する労災保険指定医療機関に対し平成14年7月1日現在の入院室料額届の提出を依頼したいと存じますので、貴会会員の労災保険指定医療機関へのご指導及び広報周知かた、よろしくお願い申し上げます。

なお、今年度から入院室料加算の地域区分の「甲地」が福岡県では「福岡市」のみとなり「北九州市」は「乙地」となりましたので、念のため申し添えます。



## 入院室料加算

|       |    |      |           |
|-------|----|------|-----------|
| 1日につき | 個室 | (甲地) | 10,000円限度 |
|       |    | (乙地) | 9,000円限度  |
| 2人部屋  |    | (甲地) | 5,000円限度  |
|       |    | (乙地) | 4,500円限度  |
| 3人部屋  |    | (甲地) | 5,000円限度  |
|       |    | (乙地) | 4,500円限度  |
| 4人部屋  |    | (甲地) | 4,000円限度  |
|       |    | (乙地) | 3,600円限度  |

上記の金額の限度内で医療機関が表示している金額で算定できます。

入院室料加算の地域区分の甲地とは一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3に基づく人事院規則9—49(調整手当)により支給区分が甲地とされる地域をいい、乙地とは甲地以外の地域をいいます。

次の①及び②の要件に該当する場合に算定できるとしますが、②のエにあつては、初回入院から7日を限度とします。

- ① 厚生労働大臣から特別の療養環境の承認を受けた病室で傷病労働者の容体が常時監視できるような設備又は構造上の配慮がなされている個室、2人部屋、3人部屋及び4人部屋に収容した場合。

- ② 傷病労働者が次の各号のいずれかに該当するものであること。

ア 症状が重篤であつて、絶対安静を必要とし、医師又は看護師が常時監視し、随時適切な措置を講ずる必要があると認められるもの。

イ 症状は必ずしも重篤ではないが、手術のため比較的長期にわたり医師又は看護師が常時監視を要し、随時適切な措置を講ずる必要があると認められるもの。

ウ 医師が、医学上他の患者から隔離しなければ適切な診療ができないと認めたもの。

エ 傷病労働者が赴いた病院又は診療所の普通室が満床で、かつ、緊急に入院療養を必要とするもの(7日を限度)

注 特定入院料、重症者等療養環境特別加算、療養環境加算、療養病棟療養環境加算及び診療所療養病床療養環境加算との重複算定はできません。

入院室料加算における地域区分(甲地)

(平成14年4月1日現在)

| 都道府県 | 地 域 区 分                                                                          |
|------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 埼玉県  | さいたま市                                                                            |
| 千葉県  | 千葉市                                                                              |
| 東京都  | 特別区、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、町田市、小金井市、国分寺市、国立市、狛江市、多摩市、稲城市、西東京市                 |
| 神奈川県 | 横浜市、川崎市、横須賀市、鎌倉市、三浦郡葉山町                                                          |
| 愛知県  | 名古屋市                                                                             |
| 京都府  | 京都市                                                                              |
| 大阪府  | 大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、高石市、堺市、岸和田市、池田市、泉大津市、貝塚市、八尾市、泉佐野市、富田林市、東大阪市 |
| 兵庫県  | 神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市                                                          |
| 福岡県  | 福岡市                                                                              |

入院室料額届

|            |  |     |
|------------|--|-----|
| 労災指定医療機関番号 |  | 地 域 |
| 名 称        |  | 甲・乙 |

| 種 別   | 室料額 | 病 室 番 号 |
|-------|-----|---------|
| 個室    | 円   |         |
|       |     |         |
|       |     |         |
|       |     |         |
|       |     |         |
| 2 人部屋 | 円   |         |
|       |     |         |
|       |     |         |
|       |     |         |
|       |     |         |
| 3 人部屋 | 円   |         |
|       |     |         |
|       |     |         |
|       |     |         |
|       |     |         |
| 4 人部屋 | 円   |         |
|       |     |         |
|       |     |         |
|       |     |         |
|       |     |         |

医療機関の表示金額を記入してください。

平成 年 月 日  
名 称  
所 在 地  
代表者氏名



福岡労働局長 殿